

高齢者保健福祉計画（第9次）・ 介護保険事業計画（第8期）

概



令和3年（2021年）3月
茨木市

茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】の概要

計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

- ◆茨木市総合保健福祉計画（第2次）は平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間を計画期間として、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し策定したものです。
- ◆本計画では、包含する分野別計画すべてにおいて、共通の理念と基本目標に基づいて様々な取組を実施することにより、分野の枠にとらわれることなく、総合的・包括的に保健福祉施策を推進し、複合化した課題を抱える世帯等や「制度の狭間」の問題などにも対応することとしています。
- ◆一方で、依然として地域住民の多種多様なニーズや生活課題は存在し、引き続き取組を行っていく必要があることに加え、本計画の策定後に、地震・豪雨等の大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生したことなどから、災害時や非常時の支援策についても検討が必要となりました。
- ◆また、国からは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、新たに「重層的支援体制整備事業」の考え方が示され、その趣旨を踏まえた体制の構築が求められています。
- ◆そこで、本計画が包含する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画策定に併せて、本計画及び他の分野別計画についても中間見直しを実施し、改めて現状に即した内容に改定します。また、本計画で掲げている「地区保健福祉センター」についても、相談支援体制における課題の整理・分析や総合保健福祉審議会等での議論を経て、その役割や取組等の具体的な内容が明確となってきたことから、今後の方向性等を記載します。

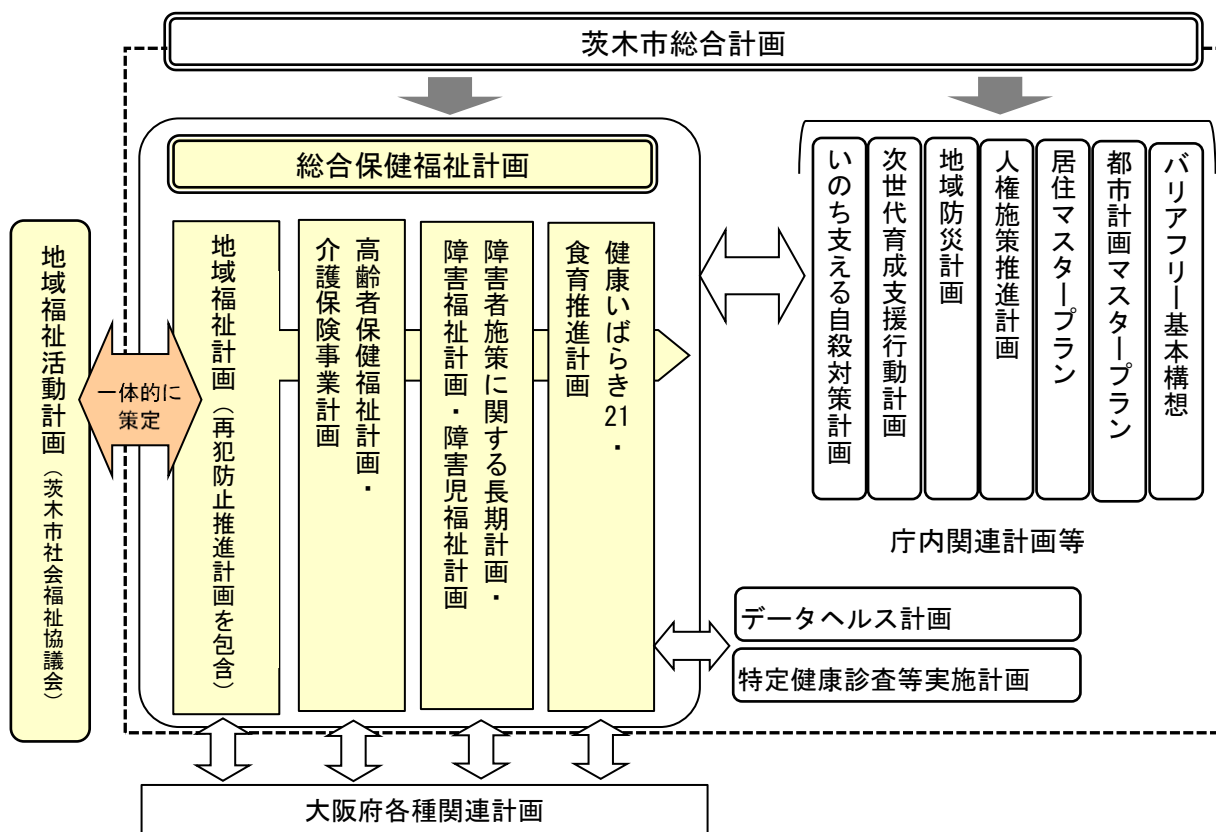
計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ～令和2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
総合保健福祉計画		(第2次)		
地域福祉計画		(第3次)		
高齢者保健福祉計画	(第8次)	(第9次)		
介護保険事業計画	(第7期)	(第8期)		
障害者施策に関する長期計画		(第4次)		
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)		
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)		
健康いばらき21・食育推進計画		(第3次)		

計画の位置付け

- ◆本計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づくもので、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。
- ◆大阪府の各種関連計画をはじめ、庁内関連計画とも連携、整合性を図って策定しており、本計画の策定後、新たに策定した「いのち支える自殺対策計画」と「居住マスタープラン」についても、本計画と連携・整合性を図った内容としています。
- ◆また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月施行）において、市町村が「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないことが規定されていることから、今般、同計画を「地域福祉計画」に包含するものとして新たに位置付け、地域福祉施策として一体的な展開を図ることとします。

■各計画の位置付け・関連性



■ 施策体系

理念

基本目標

すべての人が健やかに、
支え合い暮らせる、
みんなが主役の地域共生のまちづくり
→ 包括的な支援体制の実現とともに

◆ 第2編に記載する各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

お互いにつながり支え合える

◆ 市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

地域福祉計画 (地域福祉活動計画)

- ◎ 見守り体制・つなぎ機能の強化
- ◎ 地域福祉活動の推進
- ◎ 民生委員・児童委員活動の推進
- ◎ 更生保護の推進
(再犯防止推進計画)

基本目標 2

健康にいきいきと自立した生活を送る

◆ 生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

- ◎ 生活困窮者の自立に向けた支援
- ◎ 生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

基本目標 3

“憩える・活躍できる” 場をつくる

◆ 身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

- ◎ 地域で活躍できる人材の育成
- ◎ 地域の交流・活動拠点づくりの推進

基本目標 4

一人ひとりの権利が尊重される

◆ お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

- ◎ 権利擁護の推進

基本目標 5

安全・安心で必要な情報が活かされる

◆ 発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害時の緊急時に本市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

- ◎ 情報提供の充実
- ◎ 災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握
- ◎ 地域防犯活動の充実

基本目標 6

社会保障制度の推進に努める

◆ 生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

- ◎ 生活保護制度の適正実施
- ◎ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

- ◎地域包括支援センターの再編
- ◎地域包括支援センターの運営
- ◎高齢者の生活支援体制整備の推進

障害者施策に関する長期計画 障害福祉計画 障害児福祉計画

- ◎すべての人が支え合う共生社会への取組
- ◎交流を通じての相互理解の促進

健康いばらき21・ 食育推進計画

- ◎みんなで進める健康づくり
- 家庭、学校、地域の関係機関等と連携した健康づくりの推進
- 健康相談の実施

- ◎介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進
- ◎一般介護予防事業の推進
- ◎高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施
- ◎要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

- ◎地域での包括的な相談支援体制の構築
- ◎地域での自立した生活への支援の充実
- ◎精神障害者の地域での支援体制の充実
- ◎制度の谷間のない支援 など

- ◎食育推進（栄養・食生活）
- ◎身体活動（運動）
- ◎休養・こころの健康
- ◎たばこ対策
- ◎自己の健康管理
- ◎歯と口の健康

- ◎地域活動・社会参加の促進
- ◎身近な「居場所」の整備
- ◎世代間交流の取組
- ◎高齢者の「働く場」の創造

- ◎働きつづけられる環境の充実
- ◎余暇活動を通じた社会参加の促進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康づくりの場・機会の拡大

- ◎認知症施策の推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎人権の尊重、差別のないまちづくりの推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ◎情報公表制度の推進
- ◎安心して暮らせる環境の充実
- ◎高齢者の居住の安定に係る施策
- ◎高齢者が安心して暮らせるためのICTの活用推進
- ◎感染症対策に係る体制整備

- ◎情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保
- ◎移動手段の確保
- ◎安全・安心に暮らせる住まいづくり
- ◎防災の推進

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信

- ◎介護保険制度の適正・円滑な運営
- ◎介護給付適正化事業の推進
- ◎在宅療養の推進

- ◎障害者制度の適正実施

◎：施策
○：取組

■ 包括的支援体制の推進

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を推進しています。

令和2年度（2020年度）には、国において、地域における包括的支援体制の整備に向けた新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が示されました。この事業の趣旨を踏まえ、引き続き本市における包括的支援体制の推進に向けて取り組みます。

1 サービス提供・専門的な相談支援体制の拡充

本市では、2～3小学校区を1エリアとした14エリアを設定しています。

各エリアに、地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センターを整備することで、対象者数の平準化を図り、住民がより身近な地域で相談できる体制を整備するとともに、複雑多様化した生活課題を抱えるケースなど、分野をまたがる相談であっても「丸ごと」受け止める体制を整備します。

2 地区保健福祉センターの整備

子どもから高齢者、障害者などすべての人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を図るため、属性や世代を問わない包括的な相談支援と、保健と福祉の連携を強化する体制を構築し、健康寿命の延伸や健康格差の解消と、支援を必要とする方の早期発見・早期対応を目指す拠点として、2～3エリアを1圏域とし、圏域ごとに地区保健福祉センターを整備します。地区保健福祉センターには、次の3つの機能を位置付けます。

○保健機能（保健と福祉の連携）

地区保健福祉センターに保健師を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民への健（検）診の受診勧奨や健診結果等に基づく健康支援、健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないように取り組みます。

○専門相談支援機能（専門職による包括的なチーム支援）

地区保健福祉センターを設置するエリア担当の専門相談支援機関（地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センター）が地区保健福祉センター内において、世代や分野にとらわれず、様々な生活課題を抱える方に対して迅速に幅広く対応できる体制を整備します。

また、支援につながる方が難しい方などに対しては、地区保健福祉センターや生活困窮者自立相談支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』）の専門職がアウトリーチにより、本人との関係性を構築し、課題解決に向けて継続的に支援を行います。

○住民が主体となる『予防と共生』に向けた支援

住民同士が共に支え合う関係性を育み、地域の中で見守りや居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるように、社会福祉協議会が行う地域支援とも連携・協力し、地域住民や団体に働きかけます。

■ 地区保健福祉センターのイメージ

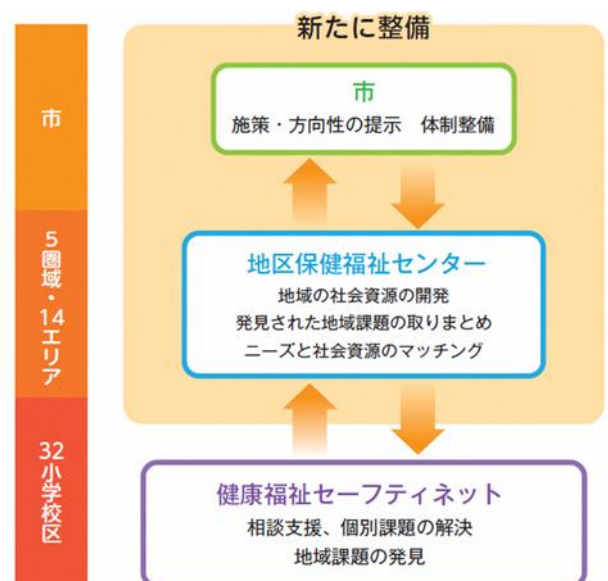


3 ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化

地域にある複数のネットワークについては、既存の「健康福祉セーフティネット」を活用しながら、地域の実情に応じて各ネットワークの機能を整理・統合し、要支援者を「丸ごと」受け止めることができるように、発見・相談・見守り体制の機能強化を図ります。

また、圏域ごとに設置する地区保健福祉センターでは、地域の社会資源の開発や共有、各小学校区やエリアで発見された地域課題の取りまとめ、地域住民のニーズと社会資源のマッチングなどを行い、必要に応じて本市が地域情報や実情を集約できる仕組みを作ります。

それを受けて、複数の圏域やエリアに共通している地域課題等について総合的に検討し、施策に反映させるとともに、課題解決に向けた方向性の提示や体制整備に取り組みます。



茨木市高齢者保健福祉計画（第9次）・ 介護保険事業計画（第8期）の概要

■策定の趣旨

「老人福祉法」に基づく高齢者福祉と「介護保険法」に基づく介護に係るサービスについて、本市では法改正や国・大阪府の動向に応じて、3年ごとに計画を策定してきました。

国では、これまで団塊の世代がすべて75歳以上になる令和7年（2025年）に向けた取組を推進してきましたが、それに加えて、今後は団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年（2040年）に向けた検討が必要となることから、今回の介護保険制度改革の目指す方向を「地域共生社会の実現と2040年への備え」とし、「改革の3つの柱」を設定しています。

<地域共生社会の実現と2040年への備え>

- 一 介護予防・地域づくりの推進 ～健康寿命の延伸～
- 二 地域包括ケアシステムの推進 ～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～
- 三 介護現場の革新 ～人材確保・生産性の向上～

大阪府では、府内市町村が連動性のある計画を策定できるよう、市町村高齢者計画策定指針が策定されています。指針では「計画の連動性確保のための基本的な方針」と国の基本指針の構成に従い、主な点を抜粋した「計画策定に当たっての留意事項」が示されています。

「計画の連動性確保のための基本的な方針」において、市町村高齢者計画の策定に当たっては、大阪府の特徴を踏まえるとともに、市町村における高齢化及び要介護高齢者、認知症高齢者の推移や介護・医療サービスの利用動向、地理的条件や地域づくりの方向性等を勘案し、達成しようとする目的や地域包括ケアシステムの特徴を明確にした市町村介護保険事業計画を策定することが重要であるとされています。

また、それらの考え方に基づき、次の点に留意することと示されています。

- 一 人権の尊重
- 二 高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進
- 三 地域包括ケアシステムの理念

なお、高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）策定に当たっては、老人福祉法及び介護保険法の理念を再確認し、これらの方向性を踏まえて計画を策定します。

■本市が目指す高齢者施策における地域包括ケアシステム

2040年への備え

現役世代が減少する一方で、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される2040年に向けて、地域の高齢者介護を支えるサービス基盤の整備や人的基盤の確保に取り組みます。

地域共生社会の実現へ

対象者別
支援機関別 のサービス から



2025年に向けて

お互いに支え合い、助け合える地域社会を実現し、すべての高齢者が自らの能力を発揮しながら、生きがいのある生活を送っています。

基本目標1

- ・地域包括支援センターの再編(11→14か所)
- ・高齢者の生活支援体制整備の推進

基本目標2

- ・介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進
- ・住民主体の介護予防事業の推進
- ・要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

基本目標3

- ・地域活動・社会参加の促進
- ・身近な「居場所」の整備と持続可能な運営支援

基本目標6

- ・介護人材の確保など介護保険制度の円滑な運営
- ・在宅療養の推進

基本目標5

- ・災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ・安心して暮らせる環境の充実及びICTの活用促進

基本目標4

- ・認知症の人や家族の視点を重視した認知症施策の推進
- ・地域や関係機関と連携した虐待防止対策の推進
- ・権利擁護の推進

第9次・第8期 令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)
地域包括ケアシステムの深化

基本目標1

- ・地域包括支援センターの再編(6→11か所)
- ・生活支援コーディネーターの活動を充実

基本目標2

- ・介護予防・生活支援サービスの多様化
- ・一般介護予防事業を地域全体で展開

基本目標3

- ・高齢者の社会参加の促進
- ・身近な「居場所」の整備・拡充

基本目標6

- ・介護保険事業の適正化
- ・在宅療養支援体制の整備

基本目標5

- ・災害時における支援体制の強化
- ・居住安定に係る情報提供

基本目標4

- ・認知症高齢者及び家族支援の充実
- ・虐待防止及び早期発見・対応の推進

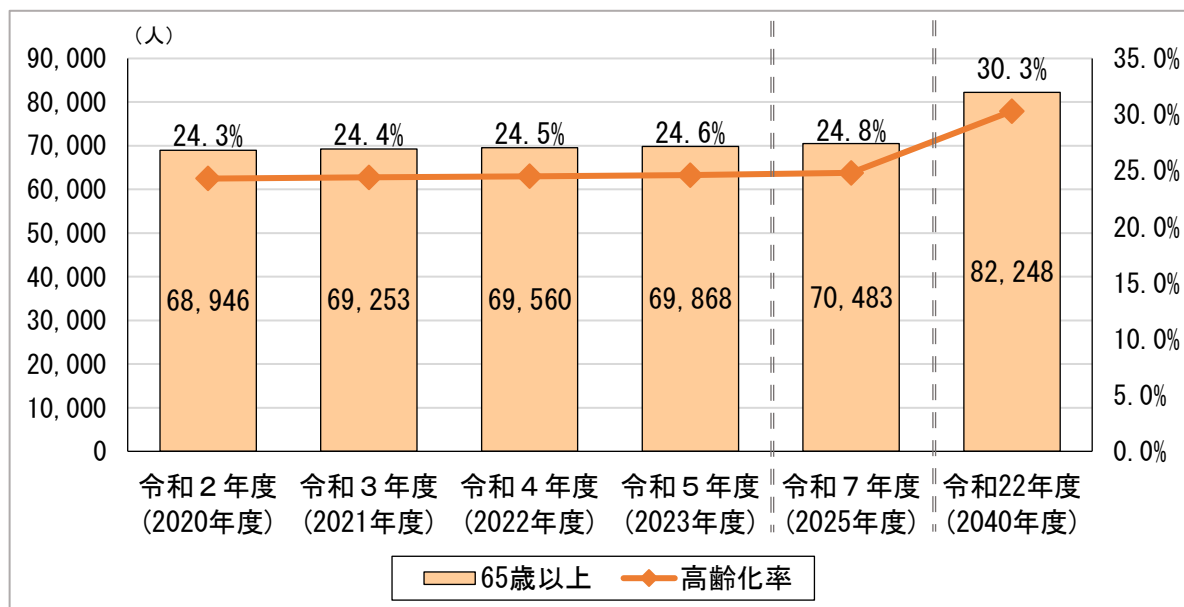
第8次・第7期 平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度)
地域包括ケアシステムの強化

計画年度における人口等の推計

高齢者人口の推計

高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、第8期計画期間最終年度の令和5年度（2023年度）には、高齢者人口69,868人（高齢化率24.6%）になると見込まれます。

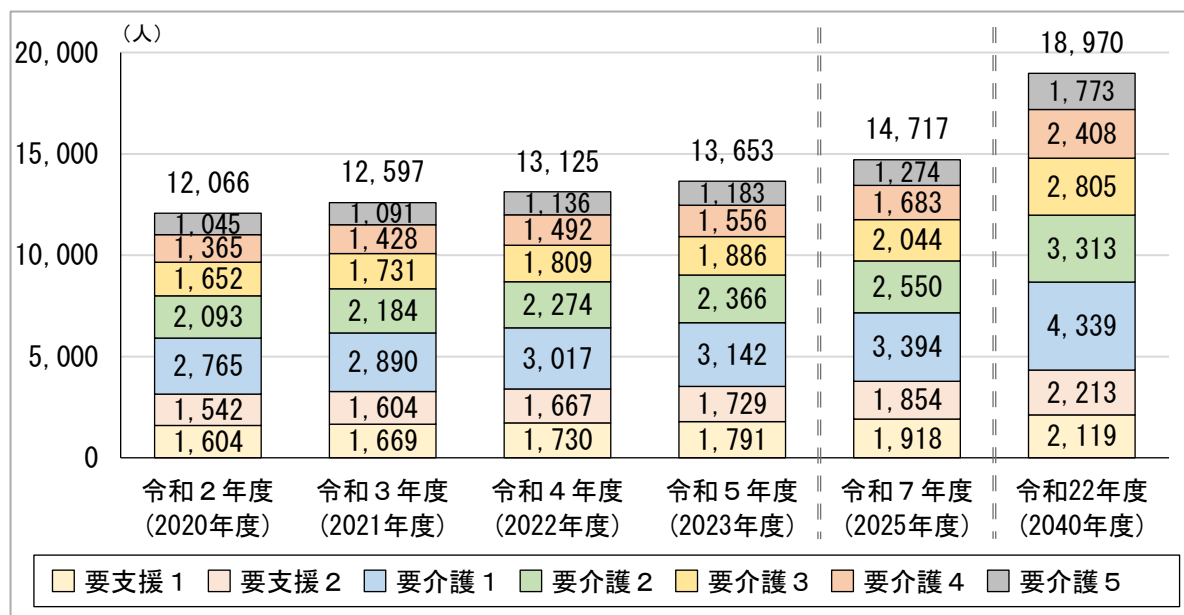
なお、参考値として令和7年度（2025年度）、令和22年度（2040年度）についても推計しています。



* 各年9月30日時点

要支援・要介護認定者の推計

今後の要支援・要介護認定者数を推計すると、高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加し、令和5年度（2023年度）には、13,653人になると見込まれます。



* 各年度9月30日時点

■主な取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策（１）地域包括支援センターの再編

高齢化の進展等に伴う高齢者の複雑化・多様化した相談に対して、より身近な場所で、きめ細やかな対応ができるよう、地域包括支援センターの再編を進めます。

主な取組

令和５年度（２０２３年度）までに１４エリアすべてにセンターを設置します。また、１４か所のうち５か所は、圏域内情報等の取りまとめを行う圏域型地域包括支援センターとして、地区保健福祉センター内に設置します。

施策（２）地域包括支援センターの運営

総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、第１号介護予防支援事業等に係る業務を行い、担当エリアの状況に応じた、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム」の基盤づくりを推進します。

主な取組

- ①地域包括支援センターの適切な運営及び評価
- ②地域ケア会議の推進

施策（３）高齢者の生活支援体制整備の推進

高齢者が地域活動へ参加することや社会的役割を持つことは、高齢者自身の生きがいや介護予防につながります。高齢者の社会参加を促進し、地域社会の「支え手」として活躍できる体制を整備するとともに、営利・非営利を問わず、様々な分野の関係団体の参画を得ながら、高齢者を地域で支え合う地域づくりを推進します。

主な取組

- ①生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１）介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進

高齢者の社会参加を促し、一人ひとりが社会的役割を持つことで、地域社会の「新たな担い手による多様なサービス」を創出するとともに、介護予防活動につながる地域の体制整備を推進します。

主な取組

- ①訪問型サービスの展開
- ②通所型サービスの展開
- ③介護予防ケアマネジメントの展開

施策（２）一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業は、高齢者が生きがいを持って活動的に暮らす「地域づくり」を意識して実施し、介護予防の取組を支援します。また、介護予防の効果を測定し、分析・評価を行います。

主な取組

- ①住民主体による介護予防活動の推進
- ②地域リハビリテーション活動支援事業の展開
- ③介護予防教室等の見直しと新たな展開
- ④地域での介護予防の取組の周知・啓発
- ⑤はつらつ出張講座による支援
- ⑥シニアいきいき活動ポイント事業の実施

施策（３）高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施

国民健康保険と後期高齢者医療広域連合の保健事業における医療データの分析を介護データを含めて医療専門職が分析し、健康課題を把握します。また、保健師等が健康課題を抱える高齢者等に対し支援を行うとともに、地域での健康課題の改善に努めます。

主な取組

- ①専門職による通いの場でのポピュレーションアプローチ※

施策（４）要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

要介護高齢者等の在宅生活の継続、生活の質（ＱＯＬ）の向上、家族介護者の負担の軽減を図るため、各種支援を行います。

主な取組

- ①高齢者福祉タクシー料金助成事業
- ②高齢者紙おむつ等支給事業
- ③高齢者ごいっしょサービス事業
- ④ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業（ちょこっとサービス）

用語説明

○ポピュレーションアプローチ：地域住民など集団全体に、健康づくりの情報発信や健康教育などの働きかけを行うことにより、集団全体の健康リスクを低い方に誘導する方法。

基本目標３ “憩える・活躍できる” 場をつくる

施策（１）地域活動・社会参加の促進

高齢者の「居場所と出番」の創出・充実に取り組み、多様な活動に意欲的な高齢者の社会参加の促進、地域活動における担い手の発掘と養成に取り組みます。

主な取組

- ①高齢者活動支援センター各種事業の実施

施策（２）身近な「居場所」の整備

老人クラブやNPO等に代表される自律的な市民活動団体等との連携強化に加えて、街かどデイハウスからコミュニティデイハウスへの移行、いきいき交流広場の整備に引き続き取り組みます。

主な取組

- ①街かどデイハウス事業とコミュニティデイハウス事業の実施
- ②いきいき交流広場の実施
- ③住民主体の「身近な居場所」に対する持続可能な運営支援

施策（３）世代間交流の取組

高齢者と子どもとのふれあいの場を提供する多世代交流センター事業をはじめ、老人クラブほか各種団体が行うスポーツ・レクリエーション活動に対する支援等、世代間交流に取り組みます。

主な取組

- ①多世代交流センター事業の実施
- ②スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の支援

施策（４）高齢者の「働く場」の創造

高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能等をいかし、就業を通じて社会貢献できるように、引き続き高齢者の就労機会の提供や生きがいづくりに重要な役割を果たしているシルバー人材センターの取組を支援するほか、高齢者の多様なニーズに応じた、新しい働き方を支援します。

主な取組

- ①シルバー人材センターの取組
- ②高齢者の多様な働き方の創造

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）認知症施策の推進（認知症施策推進大綱の推進）

国では「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、行政が「共生」と「予防」を両輪に施策を推進することが示されています。本市においても、大綱の趣旨を踏まえ、認知症の人やその家族が安心して暮らせる「みんながやさしい街いばらき」を目指します。

主な取組

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

施策（２）虐待防止対策の推進

地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待防止の取組を推進します。また、介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者に接する介護施設従事者等の意識改革や資質の向上を図るとともに、介護施設における高齢者虐待防止の体制の整備・強化に向けて取り組むなど、関係部局と連携し虐待防止に努めます。

主な取組

- ①高齢者虐待防止及び啓発への取組
- ②虐待への対応

施策（３）権利擁護の推進

認知症や知的障害・精神障害などの理由で、判断能力が低下した高齢者の虐待や消費者被害等の権利侵害を防止し、必要な介護保険サービスや福祉サービスを利用してその人らしい生活を送ることができるよう権利擁護の推進に取り組みます。

主な取組

- ①高齢者権利擁護事業の推進

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（１）災害時に求められる医療・介護サービスの継続

災害時に、高齢者等がそれまで過ごしていた場所で医療・介護サービスが継続して提供できるように、日頃から介護事業所等と連携し、それぞれの立場で災害への必要な体制の整備に努めます。

主な取組

- ①災害時における支援体制の強化

施策（２）情報公表制度の推進

市内にある介護サービス事業所の必要な情報をホームページを通じて収集できるように情報提供の仕組みを整備し、利用したいサービスや事業者の選択がより適切にできるように取り組みます。

主な取組

- ①事業者情報の公表

施策（３）安心して暮らせる環境の充実

支援が必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で、その人らしい生活を安心して送ることができるように、見守り支援等を兼ねた生活支援の充実に努めます。

主な取組

- ①緊急通報装置設置事業 ②ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の見守り体制の推進
- ③高齢者食の自立支援サービス事業

施策（４）高齢者の居住の安定に係る施策

大阪府との連携を図りながら住まいの情報提供に努め、高齢者が趣味活動やボランティアを含む地域活動などに積極的に参加し、買い物などの日常的な外出も円滑にできるように、高齢者等に配慮した福祉のまちづくりを推進します。

主な取組

- ①高齢者世帯家賃助成事業 ②シルバーハウジング生活援助員派遣事業
- ③高齢者の居住に関する情報提供 ④福祉のまちづくりの推進

施策（５）高齢者が安心して暮らせるためのＩＣＴの活用推進

高齢者のＩＣＴ機器の活用推進に取り組み、身体機能・認知機能の低下防止、コミュニケーションツールを使用した見守り、情報格差の解消等を図ります。

主な取組

- ①高齢者のICT活用の推進

施策（６）感染症対策に係る体制整備

感染症発生時に備え、日頃から介護事業所や関係部局等と連携を図り、研修等での情報共有・資材の確保・体制の整備に努める必要があります。また、感染症対策の基礎知識がない関係者を中心に、研修等による知識の向上を目指します。

主な取組

- ①感染症対策の介護事業所等との連携・周知啓発・研修・訓練の実施

基本目標6 社会保障制度の推進に努める

施策（１）介護保険制度の適正・円滑な運営

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるように、ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤整備に努めます。

また、利用者が必要なサービスを選択できるように、情報提供や相談支援の充実に努めます。

さらに、介護従事者の育成・定着に向けた支援に努め、安心して質の高いサービスを提供します。

主な取組

- ①充実したサービス提供のための施設整備
- ②介護保険サービスに対する相談体制の充実
- ③共生型サービスの取組
- ④介護保険サービス提供事業者等への指導・助言等
- ⑤地域包括ケアシステムを支える人材の確保

施策（２）介護給付適正化事業の推進（介護給付適正化計画）

国の指針及び大阪府の介護給付適正化計画を踏まえ、主要５事業を引き続き実施し、利用者に対する適切な介護保険サービスの確保と費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築します。

主な取組

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修・福祉用具貸与等の点検
- ④医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤介護給付費通知

施策（３）在宅療養の推進

高齢化が進む中で、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療を担う診療所、病院、薬局、訪問看護事業所、介護関係者などが、それぞれの役割や機能を分担し、相互に連携することが重要となります。変化する現状の課題を整理しつつ、在宅療養の推進に取り組みます。

主な取組

- ①地域の医療・介護資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑤地域住民への普及啓発
- ⑥医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑦医療・介護関係者の研修

■介護給付サービス等の見込み量

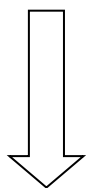
各年度の介護給付サービス量の見込み

(1) 介護給付サービス量及び介護給付費の算出手順の概要

介護保険サービスの見込み量は、平成30年度（2018年度）以降の介護保険サービスの利用実績をもとに高齢者人口の増加や今後のサービス利用意向等を考慮し、国の示す手順に沿って、算出しています。その概要は、以下のとおりです。

①実績及び推計方法の設定

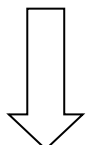
推計に用いる各種実績データの確認・設定を行います。



- 総人口、被保険者数の実績の確認
- 人口の実績値と年度ごとの推移から、将来人口を推計
- 給付量等の将来推計に用いる実績値と変化量の設定

②認定者数

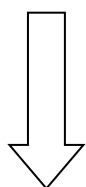
要介護（支援）認定者数を推計します。



- 認定者数の実績値及び認定者数の年度ごとの推移から、将来の要介護（支援）認定者数を推計

③施設・居住系サービス

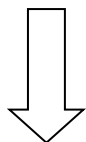
施設・居住系サービス利用者数等を推計します。



- 施設・居住系サービス利用者数の実績値及び年度ごとの推移から、施設・居住系サービスの利用者数・給付量等を推計（大阪府医療計画との整合による施設整備や介護離職をなくすための施設整備を含む）

④在宅サービス

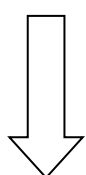
在宅サービス利用者数（及び利用回数・利用日数）等を推計します。



- 在宅サービス利用者数の実績値及び年度ごとの推移から、在宅サービスの利用者数・給付量等を推計

⑤地域支援事業費等

地域支援事業費等、その他必要となるサービス給付量・費用等を推計します。



- 地域支援事業費（介護予防費や地域包括支援センター委託料等）、高額介護サービス費等について、実績値及び年度ごとの推移から、各サービスの給付量、費用等を推計

⑥保険料額の算定

所得段階別の第1号被保険者数を推計し、保険料収納率等を設定した上で、保険料額を算定します。

（２）施設・居住系サービス利用者の見込み

■施設・居住系サービス利用者将来推計

	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和７年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護老人福祉施設	707人	722人	737人	864人	1,204人
介護老人保健施設	611人	626人	641人	751人	1,031人
介護療養型医療施設からの転換分	0人	0人	0人	0人	0人
介護医療院	3人	5人	7人	7人	8人
介護療養型医療施設	4人	3人	3人	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	163人	167人	170人	193人	196人
認知症対応型共同生活介護	178人	205人	223人	225人	246人
特定施設入居者生活介護	459人	466人	486人	539人	726人
介護予防認知症対応型共同生活介護	1人	1人	1人	2人	3人
介護予防特定施設入居者生活介護	69人	71人	74人	79人	90人
合 計	2,195人	2,266人	2,342人	2,660人	3,504人

* 1 か月当たりの利用者数

■住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（施設定員数）

	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和７年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
住宅型有料老人ホーム	1,109人	1,241人	1,373人	1,637人	3,617人
サービス付き高齢者向け住宅	889人	986人	1,083人	1,180人	2,732人

住宅型有料老人ホームは、介護が必要となった場合に、地域の訪問介護などの介護サービスを利用しながら有料老人ホームの居室での生活が継続できます。

サービス付き高齢者向け住宅は、一般的な賃貸住宅に近い自立的な生活を送ることができる住宅です。安否確認や生活相談により、いざというときには、適切な対応・サービスが受けられます。

(3) 居宅サービス等の必要量の見込み

■介護予防給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0回	0回	0回	0回	0回
	0人	0人	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	29,160回	29,837回	30,515回	34,532回	40,054回
	3,288人	3,336人	3,420人	3,864人	4,476人
介護予防訪問リハビリテーション	2,689回	2,882回	2,948回	3,031回	3,593回
	228人	252人	252人	264人	312人
介護予防居宅療養管理指導	1,944人	2,040人	2,208人	2,244人	2,556人
介護予防通所リハビリテーション	1,284人	1,356人	1,404人	1,500人	1,740人
介護予防短期入所生活介護	568日	637日	707日	641日	780日
	96人	108人	120人	108人	132人
介護予防短期入所療養介護	24日	48日	72日	84日	96日
	12人	12人	12人	12人	12人
介護予防福祉用具貸与	13,884人	14,652人	15,408人	16,524人	19,152人
特定介護予防福祉用具購入	348人	360人	372人	396人	468人
介護予防住宅改修	384人	408人	432人	444人	504人
介護予防特定施設入居者生活介護	828人	852人	888人	948人	1,080人
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	474回	492回	510回	510回	731回
	60人	60人	60人	60人	84人
介護予防小規模多機能型居宅介護	504人	528人	552人	576人	660人
介護予防認知症対応型共同生活介護	12人	12人	12人	24人	36人
介護予防支援	17,796人	17,880人	18,744人	21,120人	24,384人

* 年間の見込数

■介護給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス					
訪問介護	1,238,761回	1,263,197回	1,287,257回	1,477,342回	2,067,977回
	31,548人	30,996人	30,120人	35,868人	48,612人
訪問入浴介護	4,212回	4,415回	4,568回	4,764回	6,710回
	684人	720人	744人	780人	1,104人
訪問看護	215,587回	220,620回	224,780回	264,212回	359,569回
	20,640人	20,868人	21,132人	24,780人	33,552人
訪問リハビリテーション	21,028回	22,781回	24,054回	25,254回	34,582回
	1,764人	1,908人	2,016人	2,112人	2,904人
居宅療養管理指導	27,876人	28,344人	28,848人	33,708人	46,356人
通所介護	265,135回	276,490回	294,584回	319,850回	431,767回
	26,748人	27,672人	29,508人	32,184人	43,224人
通所リハビリテーション	44,089回	46,187回	48,100回	51,120回	68,360回
	5,652人	6,024人	6,384人	6,792人	9,060人
短期入所生活介護	50,429日	51,517日	54,205日	56,297日	78,974日
	4,824人	4,980人	5,220人	5,448人	7,560人
短期入所療養介護	5,663日	6,137日	6,378日	6,434日	8,971日
	780人	840人	876人	900人	1,236人
福祉用具貸与	51,012人	54,756人	58,236人	61,536人	83,100人
特定福祉用具購入	744人	780人	792人	840人	1,140人
住宅改修	636人	660人	672人	720人	1,008人
特定施設入居者生活介護	5,508人	5,592人	5,832人	6,468人	8,712人
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	900人	900人	852人	1,056人	1,428人
夜間対応型訪問介護	60人	60人	60人	60人	96人
地域密着型通所介護	98,040回	103,622回	110,390回	119,732回	157,957回
	11,604人	12,180人	13,008人	14,124人	18,588人
認知症対応型通所介護	24,250回	25,346回	26,412回	27,676回	38,112回
	2,232人	2,388人	2,496人	2,628人	3,576人
小規模多機能型居宅介護	2,136人	2,124人	2,124人	2,532人	3,444人
認知症対応型共同生活介護	2,136人	2,460人	2,676人	2,700人	2,952人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,956人	2,004人	2,040人	2,316人	2,352人
看護小規模多機能型居宅介護	420人	456人	468人	480人	696人
居宅介護支援	73,512人	78,084人	82,728人	87,792人	117,384人

* 年間の見込数

(4) 地域密着型サービス整備箇所必要量の見込み

計画期間内における整備箇所数

圏域	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護 (看護小規模多機能 型居宅介護を含む)	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護
北	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所
東	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	0 か所
西	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	0 か所
中央	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	0 か所
南	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
合計	0 か所	0 か所	0 か所	3 か所	4 か所	2 か所

(5) 地域支援事業の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業の目標量

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・生活支援サービス事業					
訪問型サービス	13,762人	14,285人	14,819人	15,602人	22,933人
通所型サービス	14,254人	14,683人	15,103人	15,882人	23,276人
その他支援サービス（配食）	0人	186人	173人	173人	173人
介護予防ケアマネジメント	14,436人	14,813人	15,201人	16,002人	23,517人
高額介護予防サービス費相当事業	721人	783人	824人	1,236人	2,060人
高額医療合算介護予防サービス 費相当事業	100人	100人	100人	133人	267人
一般介護予防事業					
介護予防把握事業	0回	0回	0回	0回	0回
介護予防普及啓発事業	888回	888回	888回	888回	888回
地域介護予防活動支援事業	5,759回	5,772回	6,075回	6,557回	6,813回
一般介護予防事業評価事業	0回	1回	1回	1回	1回
地域リハビリテーション活動 支援事業	300回	370回	440回	440回	440回

* 年間の見込数

* 対象者の弾力化については、実施した場合も影響が限定的であるため、見込み量には反映していません。

■包括的支援事業の目標量

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域包括支援センター運営事業					
センター設置	12か所	14か所	14か所	14か所	14か所
地域ケア会議	60回	70回	70回	70回	70回
在宅医療・介護連携推進事業					
事業項目	7事業	7事業	7事業	7事業	7事業
認知症総合支援事業					
認知症初期集中支援推進事業					
認知症初期集中支援チーム設置	1チーム	1チーム	1チーム	1チーム	1チーム
認知症地域支援・ケア向上事業					
認知症地域支援推進員配置	2人	2人	2人	2人	2人
認知症カフェ普及	21か所	24か所	27か所	32か所	32か所
生活支援体制整備事業					
協議体の設置数	6か所	19か所	32か所	32か所	32か所

■任意事業の目標量

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付適正化事業	5事業	5事業	5事業	5事業	5事業
家族介護支援事業					
認知症高齢者見守り事業	220人	280人	350人	490人	1,540人
高齢者紙おむつ等支給事業	250人	260人	260人	260人	260人
高齢者ごいっしょサービス事業	59人	62人	65人	72人	150人
その他事業					
成年後見制度利用支援事業					
利用支援	35件	37件	40件	48件	70件
報酬助成	56件	71件	87件	117件	150件
認知症サポーター等養成事業	23,500人	25,000人	27,000人	31,000人	61,000人
地域自立生活支援事業	255人	201人	160人	160人	160人
介護サービス相談員派遣事業 (派遣先)	41か所	43か所	45か所	47か所	49か所

(6) 標準給付費及び地域支援事業費の見込額

■標準給付費及び地域支援事業費合計見込み額

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費	19,408,461,823円	20,122,089,448円	20,945,528,814円	23,299,721,063円	31,438,366,523円
地域支援事業費	1,204,019,000円	1,271,489,450円	1,294,382,700円	1,359,070,700円	1,709,792,700円
合 計	20,612,480,823円	21,393,578,898円	22,239,911,514円	24,658,791,763円	33,148,159,223円

保険料段階と保険料の設定

被保険者の負担能力に応じた保険料段階を設定します。なお、第7期と同様、低所得者の負担を軽減するため、第1段階から第3段階の方を対象に公費の投入による保険料率の引き下げを引き続き行います。

■ 保険料段階ごとの保険料

保険料段階		保険料率	保険料（年額）
第1号被保険者	第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.50 (0.30)	35,940円 (21,564円)
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下	0.70 (0.45)	50,316円 (32,346円)
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.75 (0.70)	53,910円 (50,316円)
	第4段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.90	64,692円
	第5段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、上記以外	1.00	71,880円
	第6段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円未満	1.15	82,662円
	第7段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円以上190万円未満	1.25	89,850円
	第8段階 市民税課税で合計所得金額が年額190万円以上210万円未満	1.35	97,038円
	第9段階 市民税課税で合計所得金額が年額210万円以上290万円未満	1.50	107,820円
	第10段階 市民税課税で合計所得金額が年額290万円以上320万円未満	1.60	115,008円
	第11段階 市民税課税で合計所得金額が年額320万円以上400万円未満	1.65	118,602円
	第12段階 市民税課税で合計所得金額が年額400万円以上600万円未満	1.80	129,384円
	第13段階 市民税課税で合計所得金額が年額600万円以上1,000万円未満	2.00	143,760円
	第14段階 市民税課税で合計所得金額が年額1,000万円以上	2.20	158,136円

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日制定

茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】

分野別計画

高齢者保健福祉計画（第9次）・
介護保険事業計画（第8期）

概要版

令和3年（2021年）3月

発行：茨木市

住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話番号：072-622-8121（代表）

URL：<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>